

委託先職員による税等の着服について

平成31年3月11日

お問い合わせ先 担当課 南伊勢町役場 会計課 電話：0599-66-1770
--

南伊勢町役場南島庁舎1階にて、税等の収納事務を委託している伊勢農業協同組合（JA伊勢）南島支店（以下、「同組合」といいます。）の職員が、住民のみなさまから直接現金で収納した固定資産税、介護保険料等を着服していたという事案が、下記のとおり発生いたしました。

住民のみなさまには深くお詫び申し上げますとともに、今後、同様の事故が生じないように、同組合に対して再発防止策の徹底を要請し、委託業務の管理強化に努めてまいります。

記

1. 発覚の経緯等

(1) 発覚の経緯等

平成31年2月18日（月）、当町職員が、後期高齢者医療保険料の納付に関し、納付義務者に問い合わせたところ、当該納付義務者は、すでに窓口で納付済みであると回答しました。

そこで、収納事務を受託している同組合において詳細を調査した結果、翌19日（火）に、同組合職員による着服が発覚しました。

(2) 着服の内容（平成31年3月8日時点判明分）

- ・件数 49件
- ・金額 105万8419円

※現在、同組合の調査が続いており、今後、件数等が増える場合があります。

(3) 着服の手口

同組合担当職員が、南島庁舎1階収納窓口において、住民のみなさまから直接に、固定資産税、介護保険料等を収納した際、納付者に対しては、納付のあった日付で領収証書を交付しました。

しかしながら、当該職員は、正規の入金処理を行うことなく、着服しました。

2. 今後について

発覚直後に、同組合が当町に対してただちに入金処理をしたため、実際に納付されたにもかかわらず、未納扱いのまま、再度督促した事案は、発生しておりません。

現在、南島庁舎 1 階収納窓口では、収納事務を担当する職員を 2 名配置し、再発防止に取り組んでおります。

なお、受託者である伊勢農業協同組合（J A伊勢）におきましても、同組合ホームページで、本件について公表しております。

伊勢農業協同組合（J A伊勢）ホームページ http://www.jaise.jp/ 本件に関する J A伊勢のお問い合わせ窓口 J A伊勢 管理部（担当：富嶋） 電話：0596-62-1125（代表受付） 土日祝を除く 9:00～17:00

以上